

ガス事業における規制の概要

1. ガス事業における規制の概要

- 一般ガス事業者はその供給区域において地域独占を認められる一方で、需要家保護のためにガス事業法の規制を受けています。
- 規制緩和の進展において、年間販売量が10万 m³以上の大口需要家についてはガス事業法の規制が緩和されている一方で、10万 m³未満の需要家は規制の対象となっています。

ガス事業法における規制はいくつかの内容に分けることができますが、代表的なものは以下の通りです。

1 料金 (規制範囲)

- ガス料金は「能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたもの」でなければならないとされており、経済産業省の審査を受ける必要があります。
- お客さまにガスを供給するにあたって必要な製造コスト、保安義務を全うするための必要なコストは、ガス事業者として必要な原価とされ、適正な範囲でガス料金として回収することが認められています。
- 利潤についても、事業者として適当な事業運営ができるよう、ガス事業に必要な設備に対する資本コスト(株主資本コスト、負債コストの合算として計算された利潤)を適正な範囲でガス料金に含めて回収することができます。
- 料金の変更については、値上げ時には経済産業大臣の認可を得る必要がありますが、値下げであれば届出のみで足りる。

2 供給義務 (規制範囲)

- 供給区域内では都市ガスの独占供給が認められている一方で、どのお客さまの申し込みに対しても、原則ガスを供給する義務があります。また、一旦供給を始めると、正当な理由なしに供給を中断することはできません。

3 保安責任

- お客さまの資産を含めたガス工作物について、ガス事業者は保安を確保する義務を負っています。ガス工作物とはガスの製造設備から導管、ガスメーターを経てガス栓までの一連の設備を指し、これらを安全上必要な水準に維持することが求められています。
- ガス機器については、これらを製造する場合には技術基準に適合させる等の義務がありますが、ガス事業者としては使用する消費者に対してガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知する義務、特定のガス機器について技術基準に適合しているかを調査する義務が課されています。

POINT

ガス事業法と自由化の状況

ガス事業者はガス事業法に基づいて事業を営んでいます。この法律のもと、当初は年間使用量100万 m³以上の大口供給の分野のみだった自由化の範囲は段階的に拡大され、現在は

10万 m³以上の大口供給までが自由化の対象となっています。さらに、自由化範囲を家庭向け等まで拡大することが検討されています。

自由化の範囲



規制領域

2. ガスシステム改革

1 当社のスタンス

ガス事業において競争環境は厳しくなる一方、経営の自主性や主体性が高まります。当社は他社にはない以下のような強みを持っており、仮に全面自由化が進展した場合でも、お客さまのニーズに応じていくことで、大きなチャンスになると考えています。

- ① 1,100万件を超えるお客さまとのネットワーク
- ② 天然ガスのトップランナーとしての高度なエネルギーソリューション技術
- ③ 首都圏におけるLNG基地、パイプライン設備など強固なインフラ設備

2 システム改革の概要

ガスシステム改革は、2013年11月から経済産業省主催の審議会にて検討が開始されています。具体的な設計については現在検討中ですが、各ガス事業者からのヒアリングが実施され、全面自由化も視野に、小売自由化範囲を拡大することが検討されています。

3. 電力システム改革

1 当社のスタンス

当社は電力システム改革を大きなビジネスチャンスと捉えています。当社は、①高いLNGの調達力があること、②LNG基地・パイプラインといったインフラ設備を保有していること、③高効率のコンバインドサイクルによる天然ガス火力発電所を運営し競争力ある電源を保有しているからです。これらの強みを活かして、システム改革が進む電力市場にチャレンジしてまいります。

2 システム改革の概要

安定供給、電力料金抑制、需要家選択肢等の拡大を目的として、電力システム改革が進展しています。

以下のスケジュールで進められています。

〈第1次〉2015年 目途：広域的運用推進機関の設置

〈第2次〉2016年 目途：小売の全面自由化

〈第3次〉2018～2020年 目途：送配電分離、小売料金規制撤廃

各電源の発電コスト(変動費)(イメージ)

